

# 山村フォトニクス・高木社長は 鈴木さんの雇用延長を認めよ！

## 第13回団体交渉！高木社長への要請行動

電機ユニオンは6月10日、山村フォトニクス（昨年7月からの新社名、旧NEC真空硝子）と鈴木喜美子さんの雇用延長に関する第13回目の団体交渉を行いました。山村フォトニクスは、これまでの交渉経過を踏みにじり、現制度に固執する対応に終始しました。

### 生活できないのに、「不都合は無い」

山村フォトニクスは、現制度に固執する理由として「今の制度で不都合が無い」ことをあげています。

雇用延長が閉ざされた場合、60歳からの職がなくなり、収入源が絶たれます。従業員が生活できなくなるのに、「不都合は無い」とは、何とも冷酷な言い分です。

### モチベーションが上がる？

もう一つの理由は「ハードル（選別基準）を設けることで、従業員のモチベーションを上げるため」としています。

雇用延長制度は、モチベーションを上げるための制度でなく、年金が支給されない期間の収入を保障するために企業に義務づけられた制度です。モチベーションを上げる道は、60歳以降の生活は関係ないと放りだす冷たい姿勢から、従業員の生活を真剣に考える施策への転換ではないでしょうか。

### 山村フォトニクス・高木社長は、決断を！

この2年半で行った13回の団体交渉では、山村フォトニクスの制度は、法の趣旨に反すること、親会社の制度と矛盾していること、職場の実態からも大きくかけ離れていることなど、数々の問題点が明白になっています。

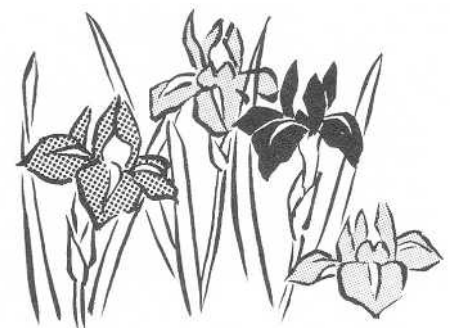
それにも関わらず、解決を長引かせているのは、団体交渉に参加しないでバックで指示している山村フォトニクス・高木社長の存在です。

鈴木喜美子さんの雇用延長をめざす支援連絡会（鈴木支援連）は5月末から、解決をうながすため、高木社長宅への要請を毎週行っています。しかし、高木社長は、鈴木支援連と会うことを拒み続けています。

厚生労働省の研究会は、「希望者全員、65歳までの雇用を義務化」する法制化を提言しました（裏面に紹介しています）。

高木社長は、団体交渉の中身や、鈴木さんの願いが社会的な要請でもあることをしっかり認識し、ただちに決断すべきです。

山村フォトニクスは  
法（高年齢者雇用安定法）の精神に則り  
鈴木さんの雇用延長を認めよ



NEC & 関連労働者ネットワーク 2011年6月

ELICNEC

(連絡先) 田町: 九野 健三 090-9670-1150  
玉川: 森 英一 090-4834-6876  
府中: 益田 武廣 080-3389-0028  
ELIC NEC URL: <http://www.elicnec.com/>

# 厚生労働省・研究会が提言！ 希望者全員、65歳までの雇用を義務化

厚生労働省の「今後の高齢者雇用に関する研究会（座長・清家篤慶応義塾長）」は7日、希望者全員が65歳まで働けるよう継続雇用を義務付ける制度が必要との提言をまとめました。

## 雇用継続されず、無年金・無収入に

研究会は「60歳で定年に到達したが、希望したにもかかわらず雇用が継続されず、年金支給開始年齢までの5年間、無年金・無収入となる者が生じる可能性があることから、雇用と年金の確実な接続が喫緊の課題である。」と、問題提起しています。

## 60才～65才までは無年金に

厚生年金の定額部分の支給年齢の引き上げは、すでに2001年4月から始まっており、2013年4月には65才になります。さらに、比例報酬部分の引き上げも、2013年4月から始まり、その後は順次に引きあがり、2025年4月以降は65才となります（女性は5年遅れて実施。右表）。

このような推移の中で、60才から65才まで年金が支給されない期間が生じ、働かないと収入が無くなります。現時点での年齢が、50才以下（1961.4.2生～）の方では、厚生年金は65才まで支給されません。

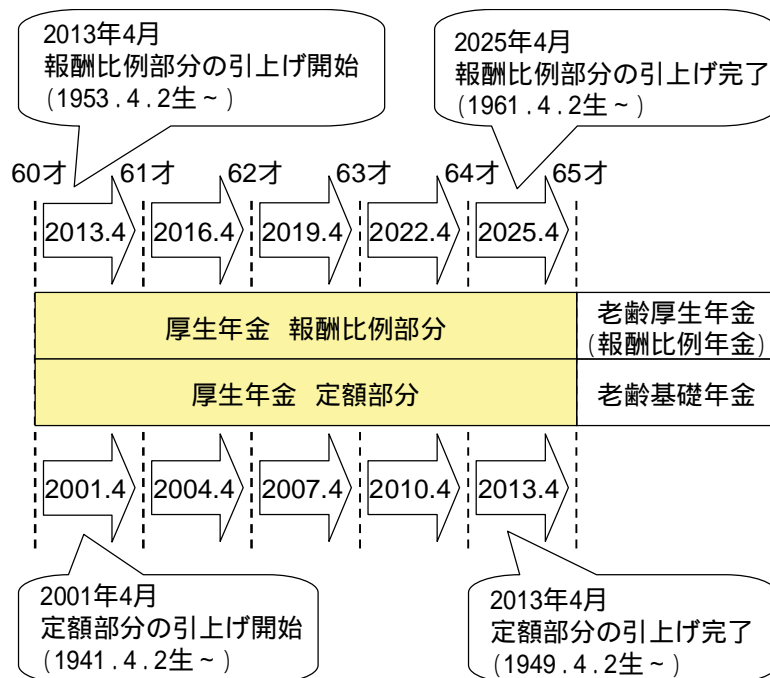
## 希望者全員の65歳までの雇用確保を

研究会は、希望者全員の65歳までの雇用を確保する方策としては、法定定年年齢を65歳までに引き上げる方法、あるいは、希望者全員の65歳までの継続雇用を確保する方法を提言。雇用継続方法における基準制度は、希望者の雇用延長を妨げており、「廃止すべきだ」と強調しています。

厚生労働省は、今回の提言を労働政策審議会で検討し、2013年度に「新制度」を導入する意向です。

企業側からの反撃も予想されますので、職場からも大いに声をあげ、「希望者全員が65歳までの雇用確保される」法律を獲得していきましょう。

## 厚生年金の支給開始の年齢



## 希望者全員

## 65歳まで雇用義務づけ



《 厚労省研究会の提言 》

転職・退職の強要、労働問題などで困ったときは、お気軽にご相談ください

NEC & 関連労働者  
ネットワーク  
<http://www.elicnec.com/>

一人でも入れる電機ユニオン

<http://denki-union.com/>  
Tel 03-3455-6006 Fax 03-3451-3595